

佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市が発注する建設工事、物品購入等（物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造をいう。以下同じ。）及び建設工事に関する調査、設計及び測量業務等を含む業務委託（以下「本市発注工事等」という。）の適正な履行の確保を図るため、本市が実施する本市発注工事等に係る指名競争入札に参加することができる資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が契約の相手方として不適切と認められる事故、不正行為等を行った場合の指名停止の措置について定める。

(指名停止)

第2条 市長は、入札参加資格者が別表1、別表2及び別表3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、指名停止を行ったときは、本市発注工事等の契約のため指名を行うに際し、前項の規定により指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る入札参加資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき入札参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体を構成する入札参加資格者（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 3 市長は、第2条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 4 第2条第2項の規定は、前3項の規定により指名停止を行ったときに準用する。

(指名停止の期間の特例)

第4条 指名停止を行う場合において、入札参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとの別表各号に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表1各号又は別表2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表1各号又は別表2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表2第1号から第3号まで又は第4号から第7号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

- 4 市長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該入札参加資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第5条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 本市発注工事等に関し、談合情報を得た場合、又は本市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者が談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表2第5号又は第7号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表2第4号から第7号までに該当する入札参加資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第2項各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表2第4号又は第5号に該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）

く。) それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍の期間

- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表 2 第 4 号又は第 5 号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき（第 1 号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に 1 か月加算した期間

- (5) 本市職員又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表 2 第 6 号又は第 7 号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき（第 1 号又は第 2 号の規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に 1 か月加算した期間

（審議）

第 6 条 市長は、第 2 条第 1 項若しくは第 3 条の規定により指名停止を行い、第 4 条第 3 項から第 5 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第 6 項の規定により指名停止を解除しようとするときは、あらかじめ工事関係入札参加資格者については佐世保市競争入札業者選定等審査委員会、業務委託関係入札参加資格者については契約課及び発注課長等で構成する委員会において、審議するものとする。

（指名停止の通知）

第 7 条 市長は、第 2 条第 1 項若しくは第 3 条の規定により指名停止を行い、第 4 条第 3 項から第 5 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第 6 項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し遅滞なくそれぞれ様式 1、様式 2 又は様式 3 により通知するものとする。

- 2 市長は、佐世保市競争入札参加資格審査申請等に関する要綱第 8 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている入札参加資格者に対して前項の規定により通知をしたときは、長崎県知事に対し速やかにそれぞれ様式 4、様式 5 又は様式 6 により通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市発注工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、随意契約による理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は同項第5号から第7号までに該当するときは、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方とすることができる。

(事故及び不正行為等の報告)

第9条 各部局長は、措置要件のいずれかに該当する事実が発生したときは、様式7により、速やかに工事等の場合は佐世保市競争入札業者選定等審査委員長に、物品、業務委託の場合は財務部長に報告しなければならない。

(下請等の禁止)

第10条 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が本市発注工事等の契約に係る全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

- 2 前項の規定による措置を受けた後、1年を経過するまでの間に再び前項の規定による措置を受けた入札参加資格者については、必要に応じ第2条第1項の規定による指名停止を行うことができる。

(補則)

第12条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止 の措置要領（平成 1 4 年 4 月 1 日施行）、佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領（平成 1 8 年 4 月 2 4 日施行）、及び佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 2 6 年 2 月 2 1 日施行）は、廃止する。

別表 1 佐世保市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 本市発注工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(過失による粗雑工事等) 2 本市発注工事等の施工等(工事の施工、物品等の納品又は業務委託の履行をいう。)に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(契約不適合(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。以下同じ。)が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
3 本市の行政区域内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事等」という。)の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか、本市発注工事等の施工等に当たり、契約に違反し、本市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 本市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 本市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内 当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内

別表 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） ロ 入札参加資格者である法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ハ 入札参加資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、本県の区域内の他の公共機関の職員（国、地方公共団体、公社、公団等をいう。以下同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本県の区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人 (独占禁止法違反行為) 4 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、本市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。） 5 本市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、本市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上 12 か月以内 3 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 2 週間以上 2 か月以内 当該認定をした日から 2 か月以上 12 か月以内 当該認定をした日から 3 か月以上 12 か月以内

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 6 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 7 本市発注工事等に関し、入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (建設業法違反行為) 8 建設工事において入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。） 9 本市と締結した契約に係る工事等に関し、建設業法の規定に違反し、本市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (不正又は不誠実な行為) 10 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、本市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）、刑法及び暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の規定による罰金刑を宣告され、本市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日から 2 か月以上 12 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3 か月以上 12 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内 当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

別表 3 成績不良に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(成績不良) 1 本市発注工事等の施工にあたり、佐世保市工事成績評定通知及び公表実施要領（平成 18 年 10 月 12 日施行）第 3 条に基づき通知した工事成績評定の評定点が次のいずれかに該当し、本市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 2 か年度間に工事成績が 50 点以上 60 点未満を 3 回施工した場合 (2) 2 か年度間に工事成績が 50 点以上 60 点未満を 1 回以上、50 点未満を 1 回施工した場合 (3) 2 か年度間に工事成績が 50 点未満を 2 回施工した場合	当該認定をした日から 3 か月